

中世四国地方の通貨事情の実態

はじめに

中世貨幣史は、第一人者である小葉田淳氏をはじめとして、戦前より中世主要都市を中心にした様々な研究が進められてきた。⁽¹⁾一方、地方の通貨事情については、文献史料の不足を理由にして実態解明が進んでいない。この点に取り組むため、筆者は過去に中世北陸の通貨事情に関する論考を報告している。⁽²⁾

また、中世から近世にかけての貨幣には、広義の意味で掛け取引などの信用や米などの商品貨幣についても含まれるが、本稿においては、貨幣とは中国銭を主体とする銅銭

のみを対象とし、銅銭に関する通貨事情を取り上げることとする。

小 早 川 裕 悟

本稿では、四国地方に関する通貨事情について、前稿⁽³⁾と同様に文献史学と考古学を融合させる研究手法を用いて論じていく。中世四国の通貨事情については、北陸地方と同様に専論となる論考が少なく、四国地方の銭貨流通時期や動向などの通貨事情は特定時期を除き、明らかにされていないのが現状である。本稿にて中世四国の通貨事情を明らかにすることで、現在、詳細が判明していない他地方の通貨事情を含めた中世日本全域を対象とする貨幣史の構築の足がかりとなることが予期される。

中世四国の通貨事情に関する専論となる先行研究については、文献史学からは神木哲男氏と高木久史氏、考古学からは高田倫子氏の論考が確認される。神木氏は、鎌倉末期から南北町期において熊野神社の荘園であった土佐国大忍荘（現在の高知県香南市）にて、鎌倉中期以降に貨幣を使用し、一三世紀末から一四世紀にかけて年貢の銭納化が実現されたと述べている。⁽⁴⁾高木氏は、一六世紀第4四半期の状況について、伊予では「分銭古」、讃岐では「上銭」という形で銭貨の階層化が生じていたことを明らかにした。⁽⁵⁾

そして、高田氏は、壺などに入った形での一括出土銭ではなく、遺跡において単独に出土する個別発見貨に着目し、中世四国では一二世紀後半から一三世紀前半、備蓄銭慣習開始期以前より銭貨流通が確認されるとした。⁽⁶⁾また、出土銭貨の報告という形ではあるが、岡本桂典氏により四国地方における出土銭貨の紹介が行われ、さらに四国四県の埋蔵文化財センターが遺跡発掘調査報告書を刊行し、その中で銭貨の出土事例を報告している。

以上が中世四国の通貨事情に関する先行研究の概要であるが、中世四国の通貨事情については、特定時期の状況しか触れられていない。よって、本稿においては、中世期の

四国における銭貨の流通状況を明らかにすることを目的とする。

なお、中世四国は、本州と四国との間に瀬戸内海が存在し、この瀬戸内海を利用した堺を拠点とする海運業が活発であった。特に、中世では主要都市の一つであった堺へ向けて外海から瀬戸内海を通過して交易が行われ、南蛮船などの貿易船が航路の途中に四国に寄港することもあり、⁽⁸⁾中世後期四国は経済的側面において畿内と比較的近い関係にあった。本稿では、四国と本州とは瀬戸内海により分断されているため、中世四国を現在の四国四県に相当する阿波・讃岐・伊予・土佐と措定する。そして、中世四国の通貨事情に関連する郷土史料及び出土銭貨などの考古資料は限られているため、中世四国全体の問題として通貨事情を論じていく。

一 文献史料から捉えた銭貨の通貨事情

本章では、文献史学の観点から中世四国における通貨事情の変遷を捉えることとする。中世四国における銭貨の使用が確認される初見の史料は、天平神護元（七六五）年のことである。次に挙げた【史料①】を確認したい。

【史料①】『続日本紀』天平神護元（七六五）年八月二五日条¹⁰

甲申、讃岐国人外大初位下日置毗登乙虫獻錢百萬、授外從五位下、

【史料①】では、天平神護元（七六五）年、讃岐国の人物が錢貨一〇〇万（疋か）を献上した様子が見受けられる。錢貨を献上した讃岐国の人物は不明であるが、錢貨の献上後、外從五位の位が授けられていることから錢貨の献上先は中央の奈良であったことが窺い知れよう。

また、献上された錢種についても不明であるが、中国からの渡来錢が本格的に到来したとされるのが平安末期であったこと¹¹を踏まえると、ここで用いられた錢貨は皇朝十二錢であったと考えられる。ただし、当時の鑄造技術を考えると「錢百萬」という数量が本当に献上されたかについては疑問が残るところであるが、献上された錢貨については、史料上の年紀から、天平神護元（七六五）年より以前に鑄造された和同開珎と萬年通寶¹²ではないかと推察される。七〇〇年代におけるその他の史料については、管見の限り【史料①】しか確認できなかった。そのため、錢貨の流通については中央から官位を受けることのできる高い身分

にあったものに限定されていたと捉えることができる。しかし、流通範囲がごく限られたものであったとはいえず、皇朝十二錢の中で最も鑄造が早かった和同開珎から約六〇年あまりで四国にも錢貨の存在が確認されることは注目に値する。

その後、寛平年間（八八九～八九七年）になると、四国地方の東大寺領から東大寺への献上物の中に錢貨が含まれている事例が現われる¹³。ここでは、阿波国・讃岐国・伊予国・土佐国にある東大寺領から錢貨が到来したと記録に残されていることから、四国全体において錢貨が確認されるようになったといえよう。

しかし、当時の市場取引手段の中心が錢貨を用いない物々交換であったことは間違いない、東大寺へ送られた物の中には、錢貨だけではなく、米などの物資も記されている。ここでは、寛平年間の時点において、阿波・讃岐・伊予・土佐の四国内に錢貨が間違いなく存在していたことのみを指摘するにとどめておきたい。

以上が、奈良・平安期において確認される錢貨の流通状況である。奈良・平安期においては、ごく特定の人物・範囲に錢貨が集中しているものの、平安期には錢貨が阿波・

讃岐・伊予・土佐に存在していたことを示すことができた。少しずつではあるが、錢貨を使用することのできる土壤が育ってきたと捉えることができよう。次に、大陸からの渡来錢が本格的に流入した後の四国地方の状況についてみていきたい。⁽¹⁴⁾

先行研究を挙げた際にも触れたが、神木氏により、四国地方においても錢貨が鎌倉中期から使用され、一三世紀末から一四世紀にかけて代錢納が定着していったことが述べられている。⁽¹⁵⁾ 鎌倉中期から代錢納定着までの状況については、神木氏と論が重複するため本稿では触れないこととする。よって、本稿では代錢納定着以降の中世四国における通貨事情について論じていきたい。

一三世紀末から一四世紀以降の代錢納の定着後、代錢納だけではなく、畑の請負⁽¹⁶⁾ 錢や畠地売買⁽¹⁷⁾ など、多くの取引で錢貨が用いられるようになっていった。そして、至徳二(一二八五)年になると、勸進において錢貨を用いた事例が初めて確認される。ここでは、「尼」の名も確認することができ、一文から一〇〇文までの錢貨が扱われたことが記録されている。前稿においても触れたように、勸進は仏教の信仰に関わる行為であったため、ここに多くの百姓の

名が記されていることは中世四国の下位層にあたる百姓においても錢貨が一四世紀末頃には拡大し、日常的に使用でき得る環境にあったことを物語っている。前稿の中世北陸では一五世紀中頃の勸進において錢貨の使用が初めて確認されたことと比較すると、中世四国は中世日本の主要都市であった京都や堺と近い距離・関係にあったためか、北陸よりも半世紀ほど早く百姓層にも錢貨が拡大したことが理解できよう。

このように、一四世紀の終わり頃に錢貨が中世四国の百姓層にも浸透していったことを示したが、この拡大に伴い、通貨事情も変容していった。その変容を示す【史料②】を確認されたい。

【史料②】「種野山注進状案」嘉暦二(一二三二)年三月

八日条

(注進力)

□□阿波國種野山在家員數同御年貢御公事

(中略)

分錢肆拾陸伍百參拾五文但壹字別に貳貫百七十文宛春

秋兩度弁

並錢百五拾陸貫貳百拾文

右之色々御公事物注文

中村預名 新在家二字取上 分錢四貫五百四十文

同村御弓正月廻三貫文 同村絹ヲリ質四百文

(後略)

【史料②】は、現在の徳島県吉野川市に存在した種野山荘の年貢公事に関する注進状である。この注進状には、種野山荘に関する様々な名が記されており、公事銭などが詳細に記されている。

ここに挙げられている「並銭」とは、中世北陸の貨幣史に関する文献史料においても確認され、⁽²⁰⁾詳細不明の悪銭の一種とみなされている銭貨の名称である。⁽²¹⁾【史料②】において、「並銭」の価値について読み取ることができないが、「並銭」の記載後に「分銭」⁽²²⁾と書かれていることから、「並銭」は「分銭」にて使用される銭貨とは銭種が異なる銭貨であったことが指摘できよう。中世において悪銭として認識され得る「並銭」が、北陸での一五七〇年代に対して、四国では一三二〇年代に確認されており、中世四国の通貨事情が中世北陸とは大きく異なっていたことが分かる。さらに付け加えると、「並銭」を問題視して扱っている様子を【史料②】から窺い知ることができないため、あくまで「分銭」で使用される銭貨と「並銭」とは同価値通用

が維持されていたとみなすべきであろう。しかし、前述したように「分銭」で使用される銭貨と「並銭」は銭種が異なる銭貨であると想定されることから、一四世紀代の中世四国の通貨事情は「分銭」にて使用される銭貨と「並銭」という二種類に区別される銭貨が現れた時期であり、銭貨の階層化が形成されつつあったといえよう。

そして、一五世紀に入ると中世四国の通貨事情は、より変容していくこととなる。次の【史料③】を確認したい。

【史料③】「披山本ねんくの事」応永一〇(一四〇三)年四月一九日条⁽²³⁾

披山本ねんくの事

をしたに二百文此内たふ錢百五十文

ねきや百文代さんし四そく

へちやく百文代四てうかミ五てう

へんふ百文錢

以上五百文

卯月十九日

應永十年卯月十九日

【史料③】は、現在の高知県香美市物部町での代錢納の文書である。押谷より年貢錢二〇〇文が納められ、その内

一五〇文は「たふ一錢」であると記されている。「たふ一錢」とは錢貨一枚の価値を一文とする当一錢を表わすと考
えられ、この錢貨を年貢錢に用いたことが読み取れる。⁽²⁴⁾

当一錢は、中世日本において最も流通していた錢貨であり、中世日本における一般的な中国錢は当一錢を指す。それにも関わらず、年貢納入時の文書においてわざわざ記載されている。このことは、一五世紀初頭の四国においては、折二錢（二文錢）や当五錢（五文錢）などの多種多様な錢貨が混じり合い、流通していたために「たふ一錢」という記録が残されたこととなったと考えられる。実際にどのような錢貨が流通していたのかについては、次章において触れていきたい。

以上のように錢貨が雑多になるにつれ、中世四国においても錢貨の同価値通用の状況から、京都等と同様に撰錢が行われるようになる。この点を次の【史料④】から確認したい。

【史料④】「重讚賣券」文明一七（二四八五）年四月一三日条⁽²⁵⁾

本錢返賣渡申候旦那之事

合參貫文者、ゑり錢にて請取申候間、又うけ申候はん時も、ゑりせんにてあるへく候、

右件之旦那ハ、長覺房代、相傳仕候へ共、依有用要、其以後安富一族者、何國より參候とも一圓ニ、本錢返三貫文ニ乙巳年より來寅之年まで十ヶ年間、廊之執行御房へ賣渡申所實正也、但十ヶ年過候者、本錢三貫文ニてうけ可申候、仍爲後日狀如件、

文明十七年乙卯月十三日 重讚

〔追筆〕「さぬきのくに野原角之坊之引をハ一ゑんニ、かねて十貫文ニ廊之坊へ賣申候を、後ゑひたいニ仕候、」

【史料④】は、熊野那智大社の重讚という人物が讃岐国の守護代であった安富一族の旦那職と讃岐国野原の角之坊の旦那職を廊之坊へ売却した内容を示した文書である。売却した際に生じた三貫文の請け取り時には撰錢を行い、さらに代錢の準備段階においても撰錢することが求められている。結果、二重の撰錢を指示していたことが読み取れる。一五世紀末頃の四国においては悪銭が拡大しており、領主層である熊野那智大社にとっては二重のチェックを要するほど、中世四国の流通錢を無条件で受け入れられないほどの錢質であったことが分かる。つまり、この段階において、初めて悪銭が問題視され、悪銭に対する対応を求めた

のである。この悪銭の問題化は、京都では、明応九（一五〇〇）年⁽²⁶⁾、北陸では長享二（一四八八）年⁽²⁷⁾、最も早く撰銭令が出された大内氏でさえも【史料④】と同年の文明一七（一四八五）年であることを踏まえると、早い段階で四国圏内において悪銭が拡大していた様子が窺えよう。

しかし、【史料④】では、撰銭の銭種や処理方法などの詳細な様子は確認できない。【史料④】からはかなり期間が空くが、永禄一〇（一五六七）年には悪銭の一種と想われる「うす銭」という銭種が史料上において確認される⁽²⁹⁾。

しかし、史料からは「うす銭」という銭貨について、その価値や使用状況が記されていないため、どのような銭貨であるかなどの詳細は不明である。文字を言葉通りに捉えるのであれば、「うす銭」とは国内生産の銭銘が入っていない薄い無文銭である打平を指すと考えられる⁽³⁰⁾。仮に打平であるとすれば、中世日本の一五世紀後半から一六世紀全般に発せられた撰銭令において使用が禁止された銭種⁽³¹⁾が中世四国において排除されることなく、流通銭として四国内に流通していたということになる。この「うす銭」については、根拠となる史料が他に確認できなかったため、本稿では立証できなかった。今後の課題として挙げておきたい。

次に、高木氏により検討された「分銭古」及び「上銭」について、本稿においても再度検討を試みたい。

【史料⑤】「野間郡遍照院領坪付」天正一四（一五八六）年二月一三日条⁽³²⁾

（前略）

合田数壹町九段	分米拾四石九斗八升三合
畠耆所	寺内堂職 <small>弁才天ヨリ内反銭共二但除之</small>
風呂ノもと畠六十歩	分銭古拾七文 同寺
もんぜん 畠六十歩	分銭古拾七文 同寺
祓川 畠半	分銭古五十文 同寺
蔵のたに 畠大	分銭古百七十四文 同寺
神宮寺の内畠壹所	寺内堂職 <small>但反銭共二除之</small>
合畠数壹段半	分銭古貳百五十八文 神宮寺
惣合田畠数貳町半	為貫目拾貳貫七百三十文目定
右御寺領分之議、先為下札如此候、何茂趣可申上所、	
如件、	

天正十四年丙戌十二月十三日

荒谷左馬助
手嶋孫兵衛
宗近三郎右衛門

久芳四郎右衛門

大隅平右衛門

神野左馬允

河野二郎左右衛門尉

遍照院光遍公

【史料⑥】「讚州内慶長四年分御藏米御算用狀之事」慶長

九（二六〇四）年三月二十八日条⁽³³⁾

讚州慶長四年分御藏米御算用狀之事

一 貳千五百石

御藏へ入

右渡方

一 九拾四石貳斗

慶長三年過上米^(運カ)

一 六拾貳石六斗四升

生駒讚岐御普請人數四百八

拾人、慶長五年三月初日ヨ

リ同晦日まで廿九日分、御

ふちかた、但年寄衆墨付在

之、

一 五石三斗五升四合

同御扶持方之内、大豆六石

九斗六升代、但米一升二大

豆壹升三合かへ、

一 千石

かりかね貳千貫目之代、但

一 三拾貳石五斗

壹貫目に付て米五斗つ、
上錢五拾貫文上之、但壹貫

文ニ付て六斗五升つ、

(後略)

まず、【史料⑤】についてであるが、【史料⑤】は天正一

三（一五八五）年に豊臣秀吉が小早川隆景へ伊予国を与え

た後に、小早川隆景により行われた検地の坪付類の文書で

ある。ここでは、畠地の分錢を「分錢古」と表記している。

つまり、年貢錢である「分錢」の納入において、「古錢」

という錢種を用いることを命じていると解釈することがで

きる。なお、この「分錢古」については、高木氏により、

同じ小早川隆景が支配する筑前国の「分錢古」と比べると

三分の一の価値しかなかったことが明らかにされている。⁽³⁴⁾

「古錢」については、既に小葉田氏により、西国では一

般的に精錢として認識されていた錢種であると言及されて

おり、⁽³⁵⁾中世北陸でも精錢の類として確認される錢貨の名称

である。中世四国において、「古錢」が確認される別の史

料として、天正一五（一五八七）年、阿波国の紺屋役につ

いて、紺屋として一人前になった際に「古錢十疋」を与え

ると記した史料が確認される。⁽³⁶⁾史料では、紺屋として一人

前として認められた時に初めて「古銭十疋」が与えられるとしていたため、「古銭十疋」が流通銭そのものや悪銭であったとは想定し難い。つまり、中世北陸と同様に、中世四国においても「古銭」とは精銭を指す名称であったといえよう。

また、【史料⑤】における「分銭古」は、畠地のみで使用されており、田地に対しては分米での表記に統一されている。ここで窺い知れることは、米を検地において銭表記に換算することなく、米をそのまま用いていることである。

一六世紀末頃の畿内は、悪銭が蔓延し、銭貨の信用が低下した影響もあり、貫高制から石高制へ移行していた。³⁷畿内と近い位置にあった中世四国においても同様の事態が生じていたものと想定される。そのため、中世四国において流通していた銭貨内に悪銭が多数混入していたため、精銭を撰銭した「分銭古」を用い、史料上に記されることとなったといえる。

次に、【史料⑥】を検討してみたい。【史料⑥】は、慶長四（一五九九）年分の生駒一正所領の讃岐国における蔵米算用状である。本史料では、米「三拾貳石五斗」の代わり「上銭五拾貫文」を讃岐国から納入されたことが示され

ている。

ここで傍線部で示した「上銭」については、小葉田氏により悪銭の一種を指す名称であり、精銭の二分の一から四分の一の価値を持つ銭貨であることが示されている³⁸。一方で、高木氏は史料上の根拠が無いため悪銭であるかどうかは不明であると述べている。³⁹この点について、【史料⑤】及び【史料⑥】を用いて銭貨の価値の比較から検討を行ってみたい。⁴⁰

【史料⑤】より、畠地合計額として「分銭古」二五八文、田畠合計額として一二貫七三〇文が計上されている。田畠の合計額については、畠の「分銭古」も含めた銭貨の合計額であることから、この額面については「分銭古」建ての表記となっていることが分かる。さらに、田地合計額の分米が一四石九斗八升三合であったことも同時に確認することができる。これらの数値から「分銭古」一貫文あたりの石高を算出すると、「分銭古一貫文 \equiv 米一・二〇石」となる。そして、【史料⑥】においては、「上銭一貫文 \equiv 米〇・六五石」であることが読み取れる。

両者を比較すると、「上銭」よりも「分銭古」の方が約二倍ほど銭貨としての価値が高いことが分かる。これは、

前述したように精銭として「分銭古」が記されたことを踏まえると、「上銭」は中世四国に流通していた精銭の半分程度の価値しかない銭貨であった。小葉田氏が「上銭」の価値として示した範囲に収まることから、「上銭」は悪銭であったと認めることができよう。

さらに、この「上銭」がわざわざ文書内に記されるということは、流通銭の中から「上銭」を撰銭し、納入したことを言い換えることができる。おそらくは、慶長九（一六〇四）年時における四国地方の流通銭が「上銭」よりも質が悪い銭貨により占められており、それ故に「上銭」を選び納入したとの記録が残されていると解釈することできよう。

つまり、一六世紀末以降の中世四国における流通銭は、悪銭が主体を占めていた。この流通銭は精銭の価値の半分程度しかない「上銭」よりもさらに価値が低く、中央である畿内へ納入するための代銭として使用することのできないような劣悪な銭貨であったと指摘できる。

すでに本稿冒頭において述べたように、高木氏により一六世紀末頃の四国地方には、銭貨の階層化が存在していたことが明らかにされている。⁽⁴⁾この階層化について、さらに

言及するならば、一四世紀に階層化の萌芽が形成され始め、階層化の明確な形成時期については不明であるが、一六世紀末頃から一七世紀初頭の中近世移行期になると四国地方には、「古銭」と称される精銭、「上銭」と称される悪銭の中でも程度の良い銭貨、そして流通銭として「上銭」よりも劣悪な銭貨という三層の階層化が形成されていた。この中世四国における銭貨の階層化は京都と同じではなく、京都よりも階層が少なく、具体的な銭種も指定されていないという北陸と同じ単純な階層化が構築されていたのである。

また、悪銭への対応については、当初は同価値通用が基本的な対応であったが、悪銭が拡大したことにより撰銭が行われ、その後には排除がなされるようになった。しかし、悪銭は蔓延してしまい、最終的には悪銭を受容するという中世北陸と同様の展開が生じることとなった。つまり、悪銭に関しては、中世北陸と同じく、京都とは異なる対応をとっていたことが指摘できよう。

以上、文献史学の観点から中世四国の通貨事情について検討してきた。銭貨に関する文献史料が少なかったため、悪銭に着目して論を展開してきたが、中世四国に関する通貨事情の特徴を窺い知ることができたと思われる。ただし、

管見の限りにおいては、中世四国において撰銭令に関連する文書が確認できなかったため、どのような銭種が撰銭行為の際に悪銭とみなされ、忌避もしくは排除の対象となっただかについては不明である。次章において、中世四国の中にとどのような銭貨が流通し、悪銭として排除されたのかという流通銭の実態について出土銭貨の観点から検討を行いたい。

二 考古資料から捉えた流通銭の実態

本章は、四国地方において発掘された出土銭を取り上げ、中世四国の流通銭の実態に迫ることを目的に論じていきたい。本稿で取り上げる出土銭は、三途の川を渡るための渡し賃として中世墓に埋められた六枚程度の銭貨である六道銭などの呪術・祭祀的意味合いを持つ「埋納銭」やそれぞれの土地の有力者が貯蓄や隠蔽目的で埋めたとする「埋蔵銭」に大別される。特に、大量の銭貨が発掘された一括出土銭については、撰銭がなされていないならば、当該地の流通銭をそのまま土中に埋めたこととなり、埋蔵当時の撰銭が行われる前の流通銭の状況がそのまま反映されている遺物と言える。

なお、四国地方においては、現在、一六世紀を埋納時期とする一括出土銭が確認されていない。よって、本稿では、一四世紀から一五世紀の一括出土銭を挙げていくこととする。

(1) 一四世紀中頃の流通銭

まず、中世四国における一括出土銭として最も早い時期に確認されるのが、愛媛県新居浜市より発見された中村岡の久保出土銭である。中村岡の久保出土銭は、大正一五(一九二六)年、出土銭の所有者が三尺ほどの深さを耕していたところ、古銭がびっしりと入った常滑甕が発見された。埋蔵推定時期は、一三三〇年から一三五〇年の南北朝初期頃と推定される。ただし、本出土銭と関連する遺物及び文献史料が確認できないため、埋蔵者や埋蔵の目的などについての詳細は不明である。そして、銭貨は繩を通した銭縷とバラの状態で保管されていたと考えられ、何らかの経緯により一割ほどの枚数が散逸している。本出土銭は、平成八(一九九六)年度に永井久美男氏を中心とする兵庫埋蔵銭調査会により本銭と日本製偽銭である模鑄銭とを大別する分類法を採用した調査が行われている。⁽⁴⁾

表1に、中村岡の久保出土銭の一覽表を示した。

表1に示したように、本出土銭には本銭・模鑄銭だけではなく、日本独自の公鑄銭である皇朝十二銭、日本独自ではあるが公鑄銭ではない鳥銭などといった不明銭を除く九一種の銭貨が確認される。その内訳枚数・割合は、鑄付きの塊を除くと、前漢・新・後漢・隋銭三〇枚（〇・〇四％）、唐銭五五八九枚（九・〇一％）、五代十國銭二二〇枚（〇・三九％）、北宋銭五万四四六六枚（八七・八〇％）、遼銭四枚（〇・〇一％）、南宋銭一五二一枚（二・四五％）、金銭四枚（〇・〇八％）、元銭七枚（〇・〇一％）、高麗銭八枚（〇・〇二％）、ベトナム銭七枚（〇・〇一％）、皇朝十二銭二枚（〇・〇〇％）、鳥銭三〇枚（〇・〇五％）、無文銭一二枚（〇・〇二％）、不明銭九四枚（〇・一五％）の合計六万二〇二八枚であった。その内の模鑄銭は、七一枚（〇・一％）が確認された。同時期における一括出土銭の傾向と比較すると、模鑄銭の占める枚数・割合が少ないという点以外はほぼ一致している。

報告書では、本出土銭は「古文銭や初期の鳥銭をはじめ、若干の悪銭が混在していることから撰銭を受けていない」出土銭貨であるとしている。言い換えると、本出土銭は一

四世紀中頃の流通銭の実態を反映した考古資料であるといえよう。この点を踏まえて論じると、一四世紀中頃における四國地方の流通銭の主体は、出土銭の九八％以上を占めた唐・北宋・南宋銭であったことが分かる。当時、四國地方へ流入してきた銭種の多くも他地域と同様に、この三王朝の銭種であったことが窺い知れるであろう。

そして、注目したい点として、日本鑄造の模鑄銭や鳥銭、皇朝十二銭だけでなく、高麗銭・ベトナム銭といった中国以外の外国で鑄造された銭貨が確認され、さらに前漢の五銖といった古文銭や後晋の天福元寶などの中世期ではほとんど確認されない銭貨が含まれるということが挙げられる。一四世紀中頃は、少数ではあるが多種多様な銭貨が四國にもたらされ、撰銭を行うにはまだ早い時期であったことから、同価値通用として流通していたことを読み取ることができる。さらに、この同価値通用していた銭貨の中には、表1中にて挙げた紹興元寶の折二銭などの正規の公鑄銭ではない、中国で鑄造された偽銭である私鑄銭も含まれているという点にも留意すべきである。

ここで、前章にて述べた嘉曆二（一三二七）年の【史料②】と本出土銭の組成比率とを合わせて検討してみたい。

表1 中村岡の久保出土銭一覧表

铸造国	銭貨名	初铸年	本銭	模铸	割合	铸造国	銭貨名	初铸年	本銭	模铸	割合	
前漢	四銖半兩	BC175	2			北宋	聖宋元寶・折二	1101	1		0.04%	
	五銖	BC118	1				大観通寶	1107	662	1		
新	貨泉	AD14	3				政和通寶	1111	2,381			
後漢	五銖	24	20				〃折二	1111	25			
隋	五銖	581	4				宣和通寶	1119	165			
						〃折二	1119	18				
唐	開元通寶	621	5,214	3	0.06%	遼	清寧通寶	1055	1			
	乾元重寶・當十	758	242				大康通寶	1075	1			
	乾元重寶・當五十	759	2				壽昌元寶	1095	1			
	開元通寶	845	128				乾統天寶	1101	1			
五代十国	天漢元寶	917	2			南宋	建炎通寶	1127	13			
	光天元寶	918	7				〃折二	1127	12			
	乾徳元寶	919	14				紹興元寶	1131	1			
	咸康元寶	925	1				〃折二	1131	43			
	阜亨重寶	917	1				紹興通寶	1131	1			
	天福元寶	938	1				淳熙元寶	1174	315			
	漢通元寶	948	5				紹熙元寶	1190	107			
	周通元寶	955	14				慶元通寶	1195	123			
	唐国通寶	959	67				嘉泰通寶	1201	91			
	大通通寶	960	1				開禧通寶	1205	58			
開元通寶	960	97			嘉定通寶		1208	288				
北宋	宋通元寶	960	191	1	0.52%		〃折二	1208	1			
	太平通寶	976	551	1	0.18%		大宋元寶	1225	12			
	淳化元寶	990	510				紹定通寶	1228	84			
	至道元寶	995	1,035	1	0.10%		端平元寶	1234	6			
	咸平元寶	998	997				嘉熙通寶	1237	27			
	景德元寶	1004	1,345				淳祐元寶	1241	91			
	祥符元寶	1008	1,581				皇宋元寶	1253	41			
	祥符通寶	1008	936				開慶通寶	1259	3			
	天禧通寶	1017	1,345			景定元寶	1260	89				
	天聖元寶	1023	2,999			咸淳元寶	1265	115				
	明道元寶	1032	314			金	正隆通寶	1157	45			
	景祐元寶	1034	919	2	0.22%	大定通寶	1178	3				
	皇宋通寶	1037	8,514	1	0.01%	元	至大通寶	1310	7			
	至和元寶	1054	725			皇朝	和同開珎	708	1			
	至和通寶	1054	257			十二錢	神功開寶	765	1			
	嘉祐元寶	1056	809			日本	鳥錢	不明		30	100%	
	嘉祐通寶	1056	1,490	1	0.07%	丁(べ)	大平興寶	970	2			
	治平元寶	1064	1,109			前黎(べ)	天福鎮寶	984	5			
	治平通寶	1064	203			高麗	東国通寶	1097	5			
	熙寧元寶	1068	6,028	2	0.03%		海東通寶	1097	2			
	熙寧重寶・折二	1071	2				三韓通寶	1097	1			
	元豐通寶	1078	7,383	1	0.01%		無文錢		7	5	41.67%	
	〃折二	1078	1				不明錢		75	19	20.21%	
	元祐通寶	1086	5,809	2	0.03%		小計		61,957	71	0.11%	
	紹聖元寶	1094	2,684				鋪付塊		621			
	紹聖通寶	1094	2				破損錢		238.36グラム			
	元符通寶	1098	923				合計		62,649			
聖宋元寶	1101	2,538	1	0.04%								

典拠：兵庫埋蔵銭調査会編著『中村岡の久保出土銭—中世期大量埋蔵銭の調査報告書—』（新居浜市教育委員会、1999年）28～29頁より筆者作成

【史料②】に見られる「分錢」とは、年貢納入の際に用いられた年貢錢を指す文言である。このことから、【史料②】と同時期である本出土錢内の九八%以上を占め、年貢錢に用いられたであろう唐・北宋・南宋錢が「分錢」で使用された錢貨の錢種に相当したと推測することができる。

一方、「分錢」にて使用された錢貨とは異なる錢種であると想定した「並錢」については、本出土錢が模鑄錢流通の初期であったとの報告書での指摘と【史料②】が階層化出現直前の状況ではないかとする筆者の見解とを合わせると、明らかに中国錢とは錢質や錢銘が異なる本出土錢内の二%に含まれる模鑄錢や島錢、中国王朝以外の高麗錢などの外国錢が「並錢」として区別されていたと考えるのが自然ではないだろうか。

ただし、「並錢」が唐・北宋・南宋錢以外の二%の錢種全てを指しているとは断言することはできず、二%の錢種の中でも「分錢」で使用されていた錢種があると思われる。しかし、現段階では、「並錢」として扱われた錢種を断定するだけの根拠がないため、この点の解明を今後の課題として挙げておきたい。

一四世紀中頃における四国の通貨事情についてまとめて

おくと、流通錢の主体は唐・北宋・南宋錢であったが、その他にも中国で鑄造された私鑄錢や「並錢」として扱われたであろう模鑄錢などの様々な錢種が同価値通用の錢貨として流通していた。さらに、この時期は模鑄錢流通が始まる時期であると共に、錢貨の階層化の萌芽も同時に見受けられる時期であったといえる。

(2) 一四世紀後半の流通錢

本節にて取り上げる一四世紀後半の一括出土錢として、徳島県海部郡海陽町にて発見された大里出土錢を挙げる。大里出土錢は、昭和五四（一九七九）年二月二六日、住宅の新築工事に伴う個人宅庭先での基礎掘削工事の最中に地表から約三〇cmの深さから偶然発見された。一四世紀中頃から後半を埋蔵時期とする出土錢貨である。前述の中村岡の久保出土錢と同様に埋蔵者や埋蔵の目的は不明であり、備前系の甕の中に錢繙とバラの状態で保管されていた。本出土錢は、昭和五四（一九七九）年度に徳島県教育委員会文化課と海南町（現在の海陽町）教育委員会により第一次調査が行われた。その後、平成五（一九九三）年度に兵庫埋蔵錢調査会が本錢と模鑄錢とを大別する分類法を採用し、

第二次調査を行った。⁽⁵¹⁾

表2に、大里出土銭の一覽表を挙げた。

表2に示したように、大里出土銭には不明銭を除く八一種の銭貨が含まれている。内訳枚数については、新・後漢・隋銭七枚(〇・〇一%)、唐銭六二八七枚(八・九七%)、五代十国銭一六四枚(〇・二三%)、北宋銭六万一八七三枚(八八・二七%)、南宋銭一五五五枚(二・二二%)、金銭五六枚(〇・〇八%)、元銭一〇枚(〇・〇一%)、高麗銭三枚(〇・〇〇%)、ベトナム銭三枚(〇・〇〇%)、皇朝十二銭四枚(〇・〇一%)、島銭二一枚(〇・〇三%)、無文銭五枚(〇・〇一%)、不明銭一〇〇枚(〇・一四%)の合計七万八八枚であった。そして、その内には模鑄銭三四七枚(〇・五〇%)が確認される。同時期における一括出土銭の傾向と比較すると、その構成割合はほぼ一致している。⁽⁵²⁾

構成割合についてみると、本出土銭は北宋・唐・南宋銭により全体の九九%が占められている。他地域や中村岡の久保出土銭と同様に、本出土銭の主体は北宋・唐・南宋銭であったといえる。

報告書では本出土銭が撰銭されたものであるかどうかの言及はなされていない。しかし、模鑄銭が三四七枚確認さ

れる点や前節にて触れた紹興元寶の折二銭などの中国製私鑄銭が混入している点、出土銭貨の構成割合が撰銭が行われていない中村岡の久保出土銭とほとんど変化がない点を踏まえると、本出土銭は中村岡の久保出土銭と同様に撰銭が行われていない銭貨であり、一四世紀後半の四国地方における流通銭の実態を反映した出土銭貨であると捉えることができよう。

この流通銭の中には、中国において銭貨一枚を二文として流通させた折二銭(二文銭)が多数確認されている。折二銭は通常の銭貨と比べ、大きさが一回り大きい銭貨である。⁽⁵³⁾【史料③】に挙げた「たふ一銭」とは異なる銭貨であり、これらの大きさが異なる銭貨も代銭納や取引において一樣に使用されていたことが文献史料及び考古資料から窺い知ることができる。

中村岡の久保出土銭と大里出土銭の両者の出土銭貨の構成がほぼ同じであることは、一四世紀中頃から末頃にかけての流通銭には大きな変化がなく、北宋・唐・南宋銭を主体にしつつ、中世日本独自の島銭や模鑄銭といった中国王朝の公鑄銭以外の様々な銭貨が四国地方に流通していたと言い換えることができる。このような出土状況から察する

表2 大里出土銭一覽表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	模鑄	割合
新	貨泉	AD14	1			北宋	聖宋元寶	1101	2,796	9	0.32%
後漢	五銖	24	5				〃折二	1101	5		
隋	五銖	581	1				大觀通寶	1107	881	4	0.45%
唐	開元通寶	621	5,809	35	0.60%		政和通寶	1111	2,501	11	0.44%
	軋元重寶	760	246				〃折二	1111	64		
	開元通寶	845	197			宣和通寶	1119	159	1	0.63%	
						〃折二	1119	23			
五代 十国	通正元寶	916	1			南宋	建炎通寶	1127	7		
	天漢元寶	917	3				〃折二	1127	14		
	光天元寶	918	3				紹興元寶・折二	1131	34		
	軋德元寶	919	14				紹興通寶	1131	1		
	咸康元寶	925	7				乾道元寶・折二	1165	1		
	軋亨重寶	917	1				淳熙元寶	1174	411	12	2.84%
	漢通元寶	948	4				紹熙元寶	1190	98	1	1.01%
	周通元寶	955	34				慶元通寶	1195	129		
	唐國通寶	959	72				嘉泰通寶	1201	88		
	開元通寶	960	25				開禧通寶	1205	54		
北宋	宋通元寶	960	218	1	0.46%		嘉定通寶	1208	314	4	1.26%
	太平通寶	976	597	9	1.49%		大宋元寶	1225	4		
	淳化元寶	990	605	4	0.66%		紹定通寶	1228	95		
	至道元寶	995	1,109	9	0.81%		端平元寶	1234	5		
	咸平元寶	998	1,207	3	0.25%		嘉熙通寶	1237	19		
	景德元寶	1004	1,475	12	0.81%		淳祐元寶	1241	89		
	祥符元寶	1009	1,791	12	0.67%		皇宋元寶	1253	37	1	2.63%
	祥符通寶	1009	1,061	5	0.47%	開慶通寶	1259	4			
	天禧通寶	1017	1,463	1	0.07%	景定元寶	1260	40			
	天聖元寶	1023	3,538	19	0.53%	咸淳元寶	1265	93			
	明道元寶	1032	320	3	0.93%	金	正隆元寶	1158	52		
	景祐元寶	1034	1,033			元	大定通寶	1178	4		
	皇宋通寶	1037	9,677	22	0.23%		至大通寶	1310	9	1	10.00%
	至和元寶	1054	822			皇朝 十二錢	萬年通寶	760	1		
	至和通寶	1054	282	1	0.35%		神功開寶	765	2		
	嘉祐元寶	1056	896	2	0.22%		富壽神寶	818	1		
	嘉祐通寶	1056	1,783	5	0.28%	日本	鳥錢	不明		21	100%
	治平元寶	1064	1,166	6	0.51%	丁(ハ)	大平興寶	970	1		
	治平通寶	1064	210			前黎(ハ)	天福鎮寶	984	2		
	熙寧元寶	1068	6,918	16	0.23%	高麗	東國通寶	1097	1		
	熙寧重寶・折二	1071	5				海東通寶	1097	2		
	元豐通寶	1078	8,490	11	0.13%		無文錢	不明	1	4	80.00%
	元祐通寶	1086	6,529	11	0.17%		不明錢		19	81	81.00%
	紹聖元寶	1094	3,007	8	0.27%		小計		69,741	347	0.50%
	紹聖通寶	1094	2				合計		70,088		
	元符通寶	1098	1,053	2	0.19%						

典拠：兵庫埋蔵銭調査会・永井久美男編著『阿波海南大里出土銭—海南町中世期埋蔵銭の報告書—』（海南町教育委員会、1994年）26～27頁より筆者作成。

に、一四世紀代四国での流通銭には悪銭という概念はなく、単に銭貨一枚は一文の価値を持つ貨幣であるとして同価値通用が行われていたと指摘することができる。

(3) 一五世紀代の流通銭

本章第一節及び第二節では、一四世紀代の流通銭の実態について確認してきた。そして、最後に、徳島県阿南市より発見された長生出土銭を挙げて、一五世紀代の流通銭をみていきたい。

長生出土銭は、昭和二九（一九五四）年五月五日、阿南市長生町の長生橋南岸での堤防改修工事中に備前焼の大甕に銭貨が入れられた状態で発見された。発見状況の詳細については不明であるが、埋蔵時期は室町末期の一五世紀後半頃と推定されている。発見地の周辺は「国高屋敷」と呼ばれる地域であり、地方の富豪が住んでいた。そのため、長生出土銭は、国高屋敷周辺に住んでいた富豪が蓄財した財貨の一部を地中に埋蔵して保管したのではないかと考えられている。⁽⁵⁴⁾

以下の表3が、長生出土銭の一覧表である。

表3に示したように、長生出土銭には不明銭を除く六一

種の銭種が確認される。その内訳枚数は、唐銭一七六〇枚（六・六八％）、五代十国銭一五枚（〇・〇六％）、北宋銭一万七六三四枚（六六・九五％）、南宋銭二六〇枚（〇・九九％）、金銭四〇枚（〇・一五％）、元銭六枚（〇・〇二％）、明銭四〇三二枚（一五・三一％）、朝鮮銭五六枚（〇・二一％）、ペトナム銭一枚（〇・〇〇％）、琉球銭三枚（〇・〇一％）、島銭一枚（〇・〇〇％）、不明銭二五三〇枚（九・六一％）の合計二万六三三八枚となっている。模鑄銭の識別については、再調査が現段階ではなされていないため、出土銭内に模鑄銭が混入しているかどうかは分かっていない。本出土銭について、まずはその構成を考察していきたい。本出土銭には、明・朝鮮・琉球銭といった一四世紀代の流通銭にはみられない銭種が確認される。一四世紀代と比べ、铸造年代が新しい銭貨が四国にも流入し、流通するようになったといえよう。明銭などの新しい銭貨が流入してきたことにより、組成比率も大きく変化している。一四世紀代の頃と比べ、北宋銭二〇％、唐銭二％、南宋銭一％ほど出土銭内に占める割合が低下している。

これら組成比率の減少は、一四世紀代において流通銭の中心を占めていた唐銭・北宋銭・南宋銭の流通量が四国か

表3 長生出土銭一覧表

鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	鑄造国	銭貨名	初鑄年	本銭	
唐	開元通寶	621	1,695		建炎通寶	1127	1	
	乾元重寶	758	65		紹興元寶	1131	1	
五代十国	周通元寶	955	2		淳熙元寶	1174	73	
	唐国通寶	959	13		紹熙元寶	1190	16	
北宋	宋通元寶	960	50		南宋	慶元通寶	1195	28
	太平通寶	976	175			嘉泰通寶	1201	15
	淳化元寶	990	180			開禧通寶	1205	11
	至道元寶	995	330			嘉定通寶	1208	35
	咸平元寶	998	335			大宋元寶	1225	3
	景德元寶	1004	450			紹定通寶	1228	14
	祥符元寶	1009	524	端平元寶		1234	1	
	祥符通寶	1009	385	嘉熙通寶		1237	2	
	天禧通寶	1017	439	淳祐元寶		1241	13	
	天聖元寶	1023	1,009	皇宋元寶		1253	7	
	明道元寶	1032	72	開慶通寶		1259	1	
	景祐元寶	1034	328	景定元寶		1260	24	
	皇宋通寶	1038	2,473	咸淳元寶		1265	15	
	至和元寶	1054	169	金		正隆元寶	1158	35
	至和通寶	1054	67			大定通寶	1178	5
	嘉祐元寶	1056	235	元	至大通寶	1310	6	
	嘉祐通寶	1056	377		明	大中通寶	1361	6
	治平元寶	1064	336	洪武通寶		1368	635	
	治平通寶	1064	89	永樂通寶		1408	3,225	
	熙寧元寶	1068	2,086	宣德通寶		1433	166	
	元豐通寶	1078	2,486	日本	島錢	不明	1	
	元祐通寶	1086	1,950		前黎(ベ)	天福鎮寶	984	1
	紹聖元寶	1094	867	李氏朝鮮	朝鮮通寶	1423	56	
	元符通寶	1098	247		琉球	大世通寶	1454	1
	聖宋元寶	1101	729	世高通寶		1461	2	
	大觀通寶	1107	281			不明銭		2,530
	政和通寶	1111	882		合計		26,338	
	宣和通寶	1119	83					

典拠：阿南市史編さん委員会編『阿南市史』第一巻原始・古代・中世編(阿南市、1987年) 418～421頁より筆者作成。

ら減少したことを示すのであろうか。表3から一五世紀に入り、新たに加わった明・朝鮮・琉球銭及び不明銭の枚数を全体の枚数から引いて、渡来銭の基礎部分となる組成比⁵⁵⁾を計算してみると、本出土銭は北宋銭八九・四%、唐銭八・九%、南宋銭一・三%となる。同様に、先ほど挙げた一四世紀中頃の中村岡の久保出土銭における基礎部分の組成比率については、北宋銭八八・〇%、唐銭九・〇%、南宋銭二・五%となっている。そして、一四世紀後半の大里出土銭における基礎部分の組成比率については、北宋銭八八・四%、唐銭九・〇%、南宋銭二・二%であった。この結果をみると、本出土銭と中村岡の久保出土銭及び大里出土銭の組成比率は大きく変わらないことが理解されよう。つまり、一五世紀代の流通銭は、一四世紀代の流通銭は目減りすることなくそのままに、明銭などの新たな銭貨が積み重なっていったといえよう。

次に、銭貨別にみても、最も多い銭貨は明銭の永楽通寶となっている。永楽通寶は、勘合貿易時に永楽帝から室町幕府將軍に頒賜銭の名目で与えられ、明国内では流通がなく、明朝の朝貢貿易用に鑄造された銭貨である。明銭が一五世紀から流通し始めた銭貨であるにも関わらず、出

土銭貨全体の約一二%を占めていることは、急激な勢いで大量の明銭が四国へ流入してきたことを物語っている。

本出土銭は、報告書内において、撰銭されたものかどうかという点に関する言及がない。ただ、ここで表3を改めてみてみたい。中村岡の久保出土銭及び大里出土銭の鳥銭が二一枚から三〇枚確認されたことを考えると、長生出土銭の鳥銭は一枚しか出土しておらず、さらに折二銭についても確認することができない。この鳥銭・折二銭の著しい減少傾向は、本出土銭が撰銭された可能性を示唆している。前述したように、本出土銭が地元の富豪が貯蓄目的にわざわざ地中に埋蔵した銭貨であることを加味すると、撰銭された出土銭貨である可能性は高いといえるであろう。

本出土銭を撰銭されたものと捉えると、文明一七(一四八五)年の【史料④】で注目した撰銭で対象となった銭貨を見出すことができる。一四世紀代の撰銭されていない出土銭貨である中村岡の久保出土銭・大里出土銭と本出土銭とを比べると、五銖などの古文銭と皇朝十二銭、無文銭は確認されず、鳥銭は著しく減少してしまっている。先ほど述べたように、模鑄銭については不明であるが、その他の唐銭以降の銭貨に極端な変動がみられないため、少なくと

も鑄造時期が唐朝より以前の古文銭・日本の初期貨幣である皇朝十二銭・無文銭・日本独自の鳥銭は意図的に排除されている傾向を読み取ることができる。これは、明らかに鑄造時期が古い銭貨や中国の公鑄銭とは銭質が異なる日本製の銭貨が撰銭の対象となっており、これらの銭貨は一五世紀末頃になると悪銭として認識されていたと指摘できる。

このように考えると、中世日本にて鑄造された模鑄銭もまた悪銭として撰銭の対象となっていたことが想定されよう。この撰銭の対象となった銭種は、「日本新鑄料足⁽⁵⁶⁾」と記し、日本で鑄造された銭貨を排除した京都と同様の傾向にあったといえる。

ここで、再び永楽通寶に着目してみたい。永楽通寶を含む明銭は、京都では混用率を明示して強制的に流通を促されるほどに忌避されていた。⁽⁵⁷⁾この一方で、一五世紀四国では、明銭が急激に拡大したことに伴い、流通銭内において撰銭の対象とはならない精銭として扱われ、精銭の主体を担う存在として機能していたと捉えることができる。

このように、一四世紀から一五世紀における四国地方では、撰銭の開始や明銭の大量流入など、通貨事情に動揺が見られる時期であったことが見て取ることができる。特に、

撰銭に関しては、京都と近い位置関係にあったためか京都と同じ基準で撰銭が行われていたことが明らかになった。

しかし、四国は京都では忌避の対象となっていた永楽通寶などの明銭を精銭として受容していたのであり、全面的に京都の通貨事情を四国が追隨してはいなかったのである。

以上、考古学の観点から一四世紀から一五世紀の四国地方における流通銭の実態を本章において明らかにすることができた。具体的には、一四世紀においては唐・北宋・南宋銭が流通銭となり、模鑄銭などの日本独自の銭貨もその価値が目減りすることなく流通していた。そして、一五世紀においては精銭と悪銭に分化し、中国の公鑄銭ではない日本独自の銭貨などは悪銭として認識され、撰銭されるようになった。四国地方と京都は近い関係にあったため、京都と似ている部分もあったが、精銭と悪銭の線引きの段階で、京都とは異なる特徴を持つ中世四国の通貨事情が確かに形成されていたと指摘することができる。

おわりに

本稿では、中世四国地方における通貨事情の実態について述べてきた。最後に、本稿の成果をまとめておきたい。

一四世紀、四国地方において代銭納が定着した後、一四世紀末には錢貨が百姓にまで拡大した。これとともに、他地方でも精錢として扱われていた唐・北宋・南宋錢が流通し、四国では錢貨の階層化が形成され始めた。この状況は、一五世紀に入ると一変し、一五世紀末には四国では撰錢が行われ、悪錢が問題視されるようになる。悪錢の流通は、年数を経るにつれて悪化の一途をたどり、悪錢が流通錢のほとんどを占めるようになってしまった。その結果、一六世紀末以降の四国地方では、一六世紀末の京都において形成された四層からなる錢貨の階層化よりもシンプルな「古錢」・「上錢」・「悪錢（流通錢）」からなる三層の階層化が形成されるようになった。悪錢が問題視されるようになってからの流通錢にも、それまでの精錢に加え、模鑄錢や私鑄錢などの質の悪い悪錢が多分に含まれるようになり、次第に悪錢が四国に蔓延していったものと考えられる。

以上の内容から、四国の通貨事情は、中世日本最大の錢貨経済圏を形成していた京都から多大な影響を受けていたと指摘できる。しかし、中世四国は、京都と似た撰錢の基準を持ちながらも、同一の通貨事情を形成していたとはいえない。それは、京都で忌避され、はじき出された明錢を

受容した上で精錢として利用し、さらに同様の形で忌避された悪錢についても受容するなど、京都とは異なる特徴を持つ中世四国の通貨事情を形成していたといえる。

つまり、中世日本貨幣史上において、四国地方は京都が忌避した錢貨を受容し、利用していたという京都の受け皿的役割を担いつつ、前段落にて述べた四国地方の状況に応じた通貨事情を形成していたといえよう。

このように、本稿では中世四国地方における錢貨を中心とする通貨事情について述べてきた。ただし、中世期の錢貨は、錢貨単体のみで機能していたのではなく、金・銀などの他の貨幣の影響も大きく受けていた。そのため、金・銀・錢の三貨の連関性について言及する必要がある。さらに、中世期以降、経済が発展するに伴い、手形や掛け取引などの信用取引が拡大しており、錢貨と信用取引の関係性にも着目すべきであろう。以上の点については、別稿を期すことにより明らかにし、中世四国地方の通貨事情の全容に迫っていきたい。

また、一四世紀から一五世紀における四国地方の通貨事情の実態を示すことができた一方で、一六世紀の流通錢の実態については出土錢貨の関係上、明らかにすることがで

きなかった。この点については、一六世紀代の一括出土銭の発見・調査が待たれるところではあるが、今後、解明すべき研究課題として文献史料の再検討や他の研究手法を模索することも迫っていききたい。

- (1) 小葉田淳『日本貨幣流通史』(刀江書院、一九六九年)。また、貨幣史に関する研究整理については、川戸貴史『戦国期の貨幣と経済』(吉川弘文館、二〇〇八年)などに詳細にまとめている。
- (2) 拙稿「一五・一六世紀北陸地方における通貨事情―文献史料と考古資料の観点から―」(『地方史研究』第三六三号、二〇一三年)及び拙稿「16世紀北陸地方における通貨事情の実態」(『北陸史学』第六三号、二〇一五年)。
- (3) 同前論文。
- (4) 神木哲男「在地経済の発展と貨幣―土佐国大忍荘―」(同『日本中世商品流通史論―荘園商業の展開と生産構造―有斐閣、一九八〇年)。
- (5) 高木久史「16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」(『安田女子大学紀要』第三九号、二〇一一年)。
- (6) 高田倫子「中世から近世移行期の銭貨流通―四国地方における考古資料を中心に―」(『六甲台論集―経済学編―』第五五巻第二号、二〇〇八年)。
- (7) 岡本桂典「各地域出土の渡来銭・四国地方」(『考古学ジャーナル』第一八七号、一九八一年)。
- (8) 豊臣秀吉が四国の浦々に対し、南蛮船のための大工・人足を手配するという命令が出されていることから、四国に南蛮船が寄港していたことが確認される(『南蛮船文書』一〇月六日条(小杉楯郎『阿波国徴古雑抄』日本歴史地理学会、一九二二年、三九八頁)。
- (9) 文献史料に関しては、『徳島県史』・『阿波国荘園史料』・『阿波国徴古雑抄』・『香川県史』・『新編香川叢書』・『愛媛県史』・『高知県史』などの郷土史料を使用する。
- (10) 『香川県史』第八巻 資料編 古代・中世史料(香川県、一九八六年) 八六五頁。
- (11) 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』八頁。
- (12) 永井久美男『新版中世出土銭の分類図版』(高志書院、二〇〇二年) 一六六―一六九頁。なお、和同開珎の初铸年は和銅元(七〇八)年、萬年通寶の初铸年が天平宝字四(七六〇)年である。
- (13) 『東大寺領諸國封物來納帳』(『香川県史』第八巻、七一四―七一八頁)。
- (14) なお、九〇〇年から一二〇〇年代における銭貨に関連する文献史料については、管見の限りにおいて確認できなかった。皇朝十二銭は次第に信用が低下し、民間では用いられなくなった全国的な傾向に四国も同調し、四国においても皇朝十二銭が用いられなくなり、物々交換が拡大したと推測される。
- (15) 神木前掲論文「在地経済の発展と貨幣―土佐国大忍荘

—」。

- (16) 例えば、「披山守利名畑請料錢内陸佰口事」正安元年(二二九九)年一〇月二日条(『高知県史』古代中世史料編、高知県、一九八六年、九九三頁)が確認される。
- (17) 例えば、「越智長次畠地賣券」嘉元四(一三〇六)年二月二三日条(『愛媛県史』資料編 古代・中世、愛媛県、一九八三年、三九六頁)などが確認される。
- (18) 拙稿「一五・一六世紀北陸地方における通貨事情―文献史料と考古資料の観点から―」三頁。なお、中世北陸での文献史料は、以下に確認される。「法住寺二王造立勸進状」享徳二(一四五三)年七月九日条(加能史料編纂委員会編『加能史料』室町Ⅲ、石川県、二〇〇五年)。
- (19) 『阿波国莊園史料』(徳島大学教育学部社会科学教育研究室、一九七二年)七八―七九頁。
- (20) 拙稿「一五・一六世紀北陸地方における通貨事情―文献史料と考古資料の観点から―」。
- (21) 高木久史「一六世紀後半越前における銭使用秩序の変容―越前をフィールドに」(同『日本中世貨幣史論』校倉書房、二〇一〇年)六九―七〇頁。
- (22) 分銭とは、斗代に面積を乗じて算出された貢租を銭貨によって納めたものを指す(阿部猛編『莊園史用語辞典』、東京堂出版、一九九七年、一九四頁)。
- (23) 『高知県史』古代中世史料編、六九三頁。
- (24) 当一銭については小平銭・一文銭とも呼ばれ、銭貨一枚を一〇文として流通させる当十銭・十文銭なども中世
- (25) 『香川県史』第八卷、七四九頁。
- (26) 「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元(一五〇四)年八月二三日条(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、岩波書店、一九五七年、一〇五―一〇六頁)。
- (27) 「土田莊公用銭到来散用状事」長享二(一四八八)年五月一九日条(加能史料編纂委員会編『加能史料』戦国Ⅱ、石川県、二〇〇〇年、三八九―四一三頁)。
- (28) 「撰銭事」文明一七(一四八五)年四月一日条(佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷、岩波書店、一九六五年、五八―五九頁)。
- (29) 「道者職賣券」永祿一〇(一五六七)年八月吉日条(『香川県史』第八卷、四九四頁)。
- (30) 中島圭一「日本の中世貨幣と国家」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年)一二二―一三五頁。中島氏は、「打平うちひら」について中世日本国内において鑄造された無文銭であると比定している。また、高木氏は撰銭令に確認される打平などの悪銭を指す錢種に関する内容をまとめている(高木久史「日本中近世移行期国産銭に関する基礎的考察―法制史料から―」(『国語国文論集』第四三号、二〇一三年)。
- (31) 高木同前論文、三四―三五頁。
- (32) 『愛媛県史』資料編・近世上(愛媛県、一九八四年)六―七頁。史料内の傍線部については、筆者による。
- (33) 『新編香川叢書』史料編二(新編香川叢書刊行企画委

員会、一九八一年)一〇〇六〜一〇〇七頁。史料内の傍線部については、筆者による。

(34) 高木前掲論文「16世紀第4半期四国の銭使用秩序に関するノート」八一〜八二頁。

(35) 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』二二三〜二三二頁。

(36) 「紺屋役之儀」天正一五(一五八七)年二月七日条『阿波国徴古雑抄』、四八七頁)

(37) 貫高制から石高制への移行については、浦長瀬隆『中世日本貨幣流通史―取引手段の変化と要因―』(勁草書房、二〇〇一年)に詳しい。

(38) 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』二一八〜二一九頁。

中世四国の文献史料には確認されないが、小葉田氏によると「上銭」よりも価値が低い銭貨として、「中銭」・「下銭」も存在していたとされている。

(39) 高木前掲論文「16世紀第4半期四国の銭使用秩序に関するノート」八四〜八五頁。

(40) 【史料⑤】及び【史料⑥】のそれぞれにおいて、比較することの同年代の史料が管見の限りでは確認することができなかった。そのため、一七年と比較的年代が近い両史料を比較・検討を行った。

(41) 算出方法としては、「田地分米合計額÷(田畠合計分錢古額―畠地合計分錢古額)」により、分錢古一貫文あたりの石高を計算した。また、同様の計算については、高木氏も行っている(高木前掲論文「16世紀第4半期四国の銭使用秩序に関するノート」八二頁)。なお、小数

点第三位については切り捨てとした。

(42) 同前論文。

(43) 「織田信長撰銭定書案」永祿一二(一五六九)年三月一日条(佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第五卷、岩波書店、二〇〇一年、一一八頁)。織田信長上洛直後に発せられた撰銭令では、「ころ」・「せんとく」・「やけ銭」を二倍、「ゑみやう」・「おほかけ」・「われ」・「すり」を五倍、「うちひらめ」・「なんきん」を一倍にして通用させるとしている。これらと精銭を合わせることで、四層の階層化が京都では形成されていた。

(44) 兵庫埋蔵銭調査会編『中村岡の久保出土銭―中世期大量埋蔵銭の調査報告書―』(新居浜市教育委員会、一九九九年)。なお、本稿では、個人情報保護の観点から所有者に関して実名を挙げることを避けた。

(45) 表1中の割合については、「模鑄÷(本銭+模鑄)」により算出し、小数点第三位は四捨五入した。なお、日本で鑄造された皇朝十二銭については公鑄銭として扱ったため本銭とした。また、島銭については、典拠では本銭と分類されているが、本稿では公鑄銭ではないために模鑄銭とみなした。模鑄銭のみが確認された場合は、割合を「100%」と表記した。国名については、「(べ)」がベトナムを指す。以下、表2・表3についても、算出方法及び表記、分類については同じとする。

(46) 無文銭一二枚の内、七枚は中国製、五枚は日本製の無文銭であると分類されている。

- (47) 同時期の一括出土銭における模鑄銭の枚数・割合については、塩野出土銭（兵庫県姫路市）が一六二枚（〇・三二％）、引土出土銭（京都府舞鶴市）が二六枚（一・〇六％）、吉田若宮二次出土銭（長野県塩尻市）が一五一枚（二・五九％）となっている（兵庫埋蔵銭調査会前掲書『中村岡の久保出土銭―中世期大量埋蔵銭の調査報告書―』一二八頁）。
- (48) 同前書、一四九頁。
- (49) 中世日本における最も早い撰銭令は、大内氏が自らの城下町に対して発した文明一七（二四八五）年のことである。
- (50) 兵庫埋蔵銭調査会前掲書『中村岡の久保出土銭―中世期大量埋蔵銭の調査報告書―』一四九頁。
- (51) 兵庫埋蔵銭調査会編『阿波海南大里出土銭―海南町中世期埋蔵銭の報告書―』（海南町教育委員会、一九九四年）。
- (52) 兵庫埋蔵銭調査会前掲書『中村岡の久保出土銭―中世期大量埋蔵銭の調査報告書―』一二八頁。
- (53) 永井前掲書『新版中世出土銭の分類図版』。
- (54) 阿南市史編纂委員会編『阿南市史』第一巻原始・古代・中世編（阿南市、一九八七年）四一七～四二六頁。
- (55) 永井久美男氏は、渡来銭の基礎部分を構築している銭貨が唐・北宋・南宋の三王朝の銭貨であると述べている（永井久美男「渡来銭時代における流通銭の変遷―出土銭資料による考察―」（『出土銭貨』第二二号、二〇〇五

年）。

(56) 「洛中洛外酒屋土倉條々」永正元（二五〇四）年八月二三日条。

(57) 「撰銭事」文明一七（一四八五）年四月一五日条。本史料では、一〇〇文中の三三文を永樂通寶・洪武通寶・宣徳通寶などの銭貨を混せて一〇〇文として使用する旨が記されている。

受付日 二〇一六年七月三〇日／受理日 二〇一六年一〇月二七日

（こばやかかわ ゆうご・金沢大学大学院人間社会環境研究科

客員研究員）

